平成２８年（フ）第８８７号
堺市堺区寺地町東２丁１番17―402号
債務者　牧野　　学
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８９５号
大阪府河内長野市汐の宮町５番14号
債務者　松口　敬二
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０７号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁330番地１　ブライトボックス諏訪森202号
債務者　谷内　　進
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
北海道岩見沢市緑町１丁目１番31―205号　ハイツパピヨン
債務者　竹村　孝志
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第７９号
北海道三笠市本町263番地１
債務者　玉崎　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１１１号
北海道室蘭市母恋北町１丁目２番20―501号
債務者　大川　律子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
盛岡市東安庭２丁目６番16号　サンハウス203号
債務者　佐藤　逸美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５７号
宮城県石巻市中里３丁目４番８号
債務者　山口　哲平
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
福島県耶麻郡磐梯町大字更科字塩ノ原4827番地、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字更科字塩ノ原4817番地の１
債務者　渡部　鉄男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
群馬県館林市広内町18番40号　リバティ広内Ｂ―201
債務者　中野　里美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５１号
群馬県太田市福沢町299番地12　新和ハイツＢ―12号、前住所栃木県大田原市上石上1673番地１　ブルースカイライン　サウス101号室
債務者　西尾ルイス　カルロスこと　ＮＩＳＨＩＯ　ＬＵＩＺ　ＣＡＲＬＯＳ
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２４５号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷六32番地５
債務者　立中　順一
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２７７号
愛知県稲沢市朝府町７番６―401号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２４号
香川県高松市香西南町431番地１　フィオーレ本津101
債務者　谷本　　茜（旧姓上條）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３７号
香川県高松市多肥下町616番地１　ハイクレスト高松704
債務者　二川有加里（旧姓福家・平尾）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０８号
長崎県長崎市昭和３丁目１番16―702号
債務者　城門　弘美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係